

## レファレンス協同データベース事業サポーター制度実施要項

(平成 23 年 2 月 18 日国図関西 1102082 号)

### (目的)

- 1 この要項は、レファレンス協同データベース事業（以下「本事業」という。）の活性化及び交流促進に資するため、サポーターの登録及び活動に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (登録資格)

- 2 本事業に関心を有し、次の各号に掲げる活動を行い、又は行う意思のある者は、本事業の企画協力員の推薦により、次項に定める登録手続を経て、サポーターとなることができる。
  - (1) 本事業への参加の促進、レファレンス協同データベースへのデータ登録の促進のための活動
  - (2) 参加館（本事業に参加する図書館等をいう。以下同じ。）の間の交流及びシステムの利用の活性化を促す活動
  - (3) レファレンスサービスに関わる者のネットワークの構築及び交流の促進のための活動

### (登録)

- 3 サポーターへの登録を希望する者は、国立国会図書館（以下「当館」という。）に対し、レファレンス協同データベース事業サポーター登録等申請書（別紙様式第1）により申請するものとする。ただし、当館が認める場合には、所定の事項を当館に通知することをもって申請書の提出に代えることができる。
- 4 当館は、前項の申請又は通知があったときは、速やかに登録を行い、レファレンス協同データベースにアクセスするためのユーザ ID 及びパスワードを交付する。

### (登録内容の変更の届出)

- 5 サポーターは、前条の規定により登録した事項に変更が生じた場合には、原則として、レファレンス協同データベース事業サポーター登録等申請書により、速やかにその旨を当館に届け出るものとする。

### (登録の抹消)

- 6 サポーターが登録の抹消を希望する場合は、原則として、レファレンス協同データベ

ース事業サポーター登録等申請書により、速やかにその旨を当館に申請するものとする。

- 7 当館は、前項の申請があったときは、速やかに登録を抹消するとともに、第4項に基づき交付したユーザ ID 及びパスワードの使用停止措置を採り、登録していた者に通知するものとする。

(登録の取消し)

- 8 当館は、次の各号に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) サポーターが第12項の規定に違反した場合
- (2) 相当の期間にわたり、当館がサポーターと連絡がとれない場合
- (3) その他、登録を継続することが困難と当館が判断した場合

- 9 第7項の規定は、前項による登録の取消しをしたときに準用する。

(本事業の利用)

- 10 サポーターは、一般に利用できる機能のほか、次に掲げる範囲でレファレンス協同データベース及び同データベースに付随する機能を利用することができる。

- (1) 参加館に公開されているデータのレファレンス協同データベース事業実施要領 5(3)の規定に基づく利用
- (2) レファレンス事例データに対するコメントの付与
- (3) サポーター用メーリングリストの利用
- (4) 掲示板の利用

(当館への協力)

- 11 当館は、次に掲げる事項について、サポーターの協力を依頼することができるものとする。

- (1) 本事業の活性化のために行う企画の実施及び本事業の広報活動への協力
- (2) 本事業に関する意見又は要望の提出
- (3) 当館からの本事業に関する質問等への回答

(禁止事項)

- 12 サポーターは、サポート活動において次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に違反する行為
- (2) 他者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (4) サポート活動に関して知り得た秘密を漏えいする行為

- (5) 営利又は報酬を目的とした行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本事業又は他者に不利益又は損害を与え、又は与えるおそれのある行為

(個人情報の取扱い)

- 1 3 当館は、サポーターに関して知り得た情報を、次に掲げる場合を除き開示し、又は利用しないものとする。
  - (1) サポーターから事前に同意を得た場合
  - (2) 当館が、当該サポーターに対し、サポート活動に関する通知又は連絡を行う場合
  - (3) 当館が、サポーター制度の周知を目的として、当館ホームページ等にサポーターの氏名及び所属機関を掲載する場合
- 1 4 当館は、第7項に定める登録の抹消又は第9項に定める登録の取消しを行ったときは、当該サポーターに係る個人情報を、速やかに破棄するものとする。

(免責事項)

- 1 5 サポート活動は、サポーターの良識と責任により実施するものとする。
- 1 6 サポート活動の実施に伴う紛争が生じた場合は、当事者間で解決するものとする。
- 1 7 サポート活動の実施又は中断により、サポーターに損害が発生した場合、当館はその責任を負わないものとする。

(その他)

- 1 8 この要項に定めるもののほか、サポーターの登録及び活動に関して必要な事項は、当館が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成23年2月25日から施行する。

(様式第 1)

レファレンス協同データベース事業サポーター登録等申請書

次のとおり申請します。

サポート活動の実施に当たっては、「レファレンス協同データベース事業サポーター制度実施要項」(以下「実施要項」といいます。)の各条項を遵守いたします。

◆いずれか1つに✓(又は■)を記入してください。 <input type="checkbox"/> 新規登録 <input type="checkbox"/> 登録内容の変更 ※(氏名及び変更箇所のみ御記入ください。) <input type="checkbox"/> 登録の抹消 ※(備考欄にその理由を御記入ください。)
◆ユーザID(変更・抹消の場合のみご記入ください)
◆フリガナ
◆氏名
◆所属機関
◆住所 〒
◆電話
◆E-mail
◆FAX
◆推薦を受けた企画協力員の氏名
備考

なお、記載された個人情報については、登録手続及び実施要項第13項に掲げる場合以外の場合において使用することはありません。